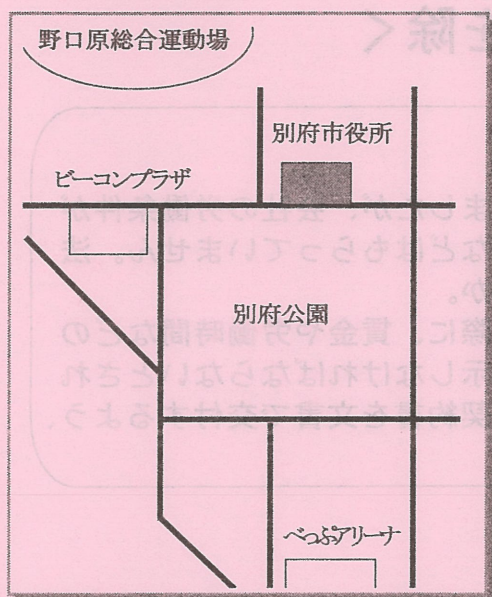


大分県・大分県労働委員会が実施する 出張労働相談

- ・弁護士、社会保険労務士が対応
- ・予約不要・秘密厳守・相談無料

会場



10月23日(火)

**別府市役所 1F
「レセプションホール」**

(別府市上野口町1番15号)

受付：午後1時30分～3時30分

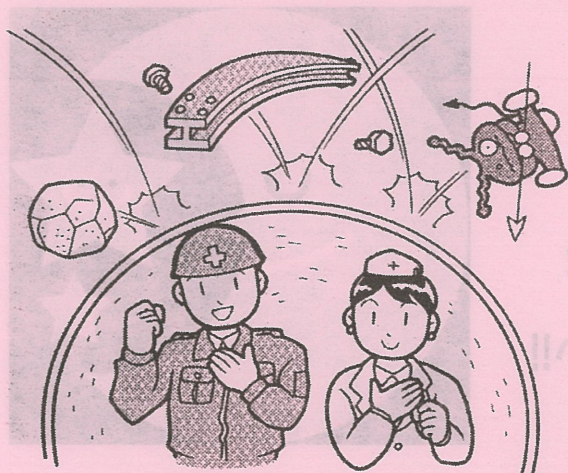
※当日は電話相談もできます。

(相談は午後4時00分まで)

☎097-532-3040

【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ被害
- ・パートの有給休暇
- ・雇用保険・社会保険の加入
- ・突然の解雇、退職引き留め



お問い合わせ先 **大分県労政・相談情報センター** (県雇用労働政策課労働相談・啓発班)
大分市大手町3-1-1 県庁舎本館7F

固定電話専用フリーダイヤル ☎0120-601-540
(スマホ・携帯からは ☎097-532-3040)

※ 上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が相談をお受けしております。

働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540（固定電話専用）

（スマホ・携帯からは ☎097-532-3040）

相談時間 8：30～17：15
※土日、祝日を除く



【最近の相談事例から】

Q. 就職が決まり、働きはじめましたが、会社の労働条件がはっきりしません。特に文書などはもらっていません。法律ではどうなっているのですか。

A. 法律では、労働契約締結の際に、賃金や労働時間などの労働条件を労働者に書面で明示しなければならないとされています。会社に対して労働契約書を文書で交付するよう、まずは求めてみましょう。

毎月第3木曜日は

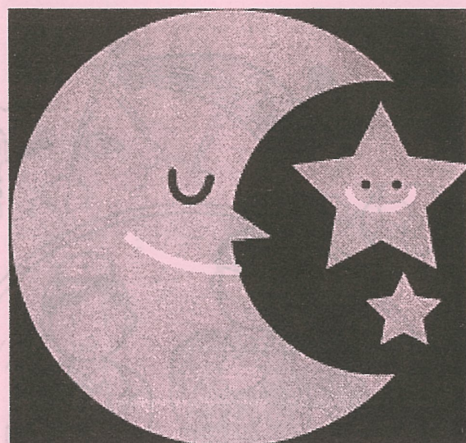
夜間労働相談

電話相談を午後8時まで延長

★日中相談できない方はぜひご利用ください!!

☎0120-601-540(固定電話専用)

※スマホ・携帯からは☎097-532-3040



大分県

（労政・相談情報センター）